

〈資料 1〉

令和 4 年度

第 1 回宇治市小中一貫教育推進協議会 資料

令和 4 年 7 月 11 日（月）18 時 00 分～

宇治市役所 8 階 大会議室

目 次

1	宇治市小中一貫教育推進協議会委員名簿	…	1
2	宇治市小中一貫教育推進協議会設置要項（令和4年改訂版）	…	2
3	宇治市小中一貫教育推進協議会設置要項 新旧対照表	…	4
4	宇治市小中一貫教育推進協議会の会議の公開に関する要領	…	5
5	令和3年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動概要	…	7
6	令和3年度小中一貫教育の取組到達状況	…	8
7	令和4年度小中一貫教育の到達目標・取組状況	…	9
8	令和4年度宇治市小中一貫教育アンケート実施概要	…	10
9	効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン	…	11
10	小中一貫教育の目指す方向性について（案）	…	12
11	令和4年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動について（案）	…	14
12	令和4年度小中一貫教育推進協議会視察予定一覧（案）	…	15

宇治市小中一貫教育推進協議会委員名簿（令和４年度）

	氏 名	所 属 等
学識経験者	榊原 禎宏	京都教育大学教授
保護者	丹羽 寛美	宇治市連合育友会顧問
保護者	松丸 智裕	宇治市連合育友会副会長 菟道小学校育友会会長
地域関係団体	薮 正永	宇治黄檗学園 地域青少年健全育成協議会代表
	井戸本 道衛	南小倉小学校区 地域青少年健全育成協議会代表
学校運営協議会委員	内田 徹	笠取小学校 学校運営協議会委員
学校関係者	島田 尚明	宇治市校長会会長 宇治市立菟道小学校
	岸 久也	宇治市中学校長会会長 宇治市立木幡中学校校長
	清原 晃信	西小倉中学校ブロックラーニングコーディネーター 宇治市立西小倉中学校教諭

事 務 局	宇治市教育委員会教育部 教育部長 教育部副部長 教育支援センター長 教育総務課長 学校管理課長 学校改革推進課長 教育支援課長 生涯学習課長 学校教育課長 学校教育課副課長 学校教育課教育指導係長
-------	---

宇治市小中一貫教育推進協議会設置要項

（目的及び設置）

第1条 「第2次宇治市教育振興基本計画」に示された小中一貫教育を総合的に推進するため、小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（担任事項）

第2条 協議会は、次の各号に規定する事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 小中一貫教育の学校運営に関すること。
- (2) 小中一貫教育の教育課程や指導体制に関すること。
- (3) 小中一貫教育に係る施設・環境整備に関すること。
- (4) 小中一貫教育の研究に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、小中一貫教育に係る必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員は、次の各号に規定する者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 宇治市立小学校及び中学校に在学する児童及び生徒の保護者
- (3) 地域関係諸団体代表者
- (4) 宇治市立小学校及び中学校関係者
- (5) その他教育長が認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を設置し、必要とする事項について調査、研究等を行わせることができる。

2 専門部会に部会長を置く。部会長は、会長が指名する。

3 専門部会の構成員は、部会長の推薦により、会長が指名する。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、協議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育部教育支援センター学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要項は、平成20年4月4日から施行する。

2 この要項の施行後最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

1 この要項は、平成23年6月1日から施行する。

2 平成23年度における最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

1 この要項は、平成26年6月1日から施行する。

2 委嘱後最初の協議会の会議の招集は、第6条の規定にかかわらず、教育長が行う。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年6月1日から施行する。

宇治市小中一貫教育推進協議会設置要項 新旧対照表

旧	新
(目的及び設置) 第1条 「<u>NEXUSプラン</u>」に示された小中一貫教育を総合的に推進するため、小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設定する。 第2条 (略) 第3条 (略) 第4条 (略) 第5条 (略) 第6条 (略) 第7条 (略) 第8条 (略) 第9条 (略) 第10条 (略)	(目的及び設置) 第1条 「<u>第2次宇治市教育振興基本計画</u>」に示された小中一貫教育を総合的に推進するため、小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設定する。 第2条 (略) 第3条 (略) 第4条 (略) 第5条 (略) 第6条 (略) 第6条 (略) 第7条 (略) 第8条 (略) 第9条 (略) 第10条 (略) <u>附 則</u> <u>この要項は、令和4年6月1日から施行する。</u>

宇治市小中一貫教育推進協議会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇治市小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催会議の事前公表)

第2条 協議会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、会場のスペースにより5名から20名程度とし、先着順とする。

(傍聴の手続き)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名及び住所を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 会長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、全て会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第12条 協議会は、会議資料（宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第13条 協議会は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

(1) 非公開情報に関し、協議等をする場合。

(2) 会議を公開することにより、公正、円滑な協議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

2 会議の協議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、協議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第14条 協議会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他の必要な事項)

第15条 この要領に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月4日から施行する。

令和３年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動概要

○協議会の活動

小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行い、取組内容の点検確認とともに改善について意見の交換等を行う。

○第１回〔令和３年７月９日(金)〕

- １ 委嘱状交付
- ２ 会長・副会長の選出
- ３ 報告及び協議事項
 - (１) 令和２年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動概要報告
 - (２) 令和２年度小中一貫教育の到達状況報告
 - (３) 令和３年度の推進協議会の活動について(案)
 - (４) 中学校ブロックを単位とした取組について
 - ・令和３年度の到達目標
 - ・各中学校ブロックジョイントプラン
 - (５) 小中一貫教育に係る意識調査（「小中一貫教育についてのアンケート」）

○取組視察（２学期）

日 付	中学校ブロック 【視察校】	取組内容	視察委員
10月26日（火）	広野中ブロック 【広野中学校】	第３回HOT-MEETING 3校合同児童生徒会	井戸本委員 市橋委員 清原委員
11月４日（木）	槇島中ブロック 【槇島中学校】	和文化体験 「着付けと生け花体験授業」	榊原会長 薮副会長 竹内委員 内田委員 田中委員

※２中学校ブロックの取組視察を実施

※委員の視察時に、視察ブロック関係者と意見交流や協議を実施

[学校関係者の委員視察時を除く]

○第２回〔令和３年３月１１日(金)〕

- １ 報告及び協議事項
 - (１) 令和３年度小中一貫教育の取組状況 報告
 - ・全体報告
 - ・ブロック取組報告

・宇治中学校ブロック ・木幡中学校ブロック	・西小倉中学校ブロック ・黄檗中ブロック
--	---
 - (２) 宇治市小中一貫教育推進協議会の活動 報告協議
 - ・協議会の開催
 - ・委員による中学校ブロックの取組視察
 - (３) 次年度に向けて

令和 3 年度の小中一貫教育の取組到達状況

(1) 系統的・継続的な学習指導・生徒指導の充実

系統的・継続的な学習指導においては、令和 2 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じ、安全に配慮しつつ、学習の保障に徹することを最優先にした取組を進めてきた。しかし、令和 3 年度前半は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ブロックの合同研修会や研修が開催できず、各研究部会のみで開催や人数を削減した開催となった。

学校ごとの取組が多くなる中で、各校では、児童生徒の学力向上に資するため、ブロックの機能を生かし、児童生徒理解を基盤に、学力定着に向けた研究等、学力対策の推進や基礎学力定着に着目した取組を進めてきた。

系統的・継続的な生徒指導の充実においては、中学校ブロック内の連携体制を基盤とした情報共有の方策を工夫・充実させ、地域や関係機関との連携を図り、9 年間を見通した連続性のある生徒指導の維持に取り組んだ。

(2) 中学校ブロックにおける特色ある教育活動の展開

「ジョイントプラン」に基づき、各ブロックで培ってきた取組を基盤に、各校の校風や伝統を継承する形で特色ある教育活動を工夫して展開した。

小小、小中学校間での教員連携についての取組では、中学校ブロックの「めざす子ども像」の育成に向けた取組、各中学校ブロックの課題克服に向けた取組を進めた。

児童・生徒の交流が制限される中、ICT を活用するなど工夫して生徒会、児童会の交流の機会を持ったり、中学校の学びや生活のルールを児童に説明する機会を持ったりすることで、中学への進学不安を軽減する取組を進めた。

「宇治学」については、小学 3 年生から中学 3 年生（9 年生）に整備された副読本を活用し、特色のある教育活動を展開した。副読本については計画的に改訂作業を進めている。

(3) 家庭や地域との連携

各ブロック、各校の取組の中で、地域の方と協働で継続して取り組んできたことが、児童生徒を豊かに育み、小中一貫教育の充実につながっていることが分かった。

小中一貫教育の取組が、家庭や地域において「見える取組」であるよう、広報誌の発行や掲示、各学校のホームページの活用による情報の発信を継続している。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため行事や取組が縮小される中、発信する情報が少なくなり、同時に発信する機会も減少した。

家庭においても、児童生徒が主体的に学習に取り組める環境の構築に向けて、学校と家庭が連携・協力し、情報発信やキャリア教育推進の取組、学習習慣定着の取組を進めた。

(4) 中学校ブロックの推進体制と取組の充実・改善

ラーニングコーディネーターを要とした小中一貫教育推進体制を基盤に、各校のコーディネーターとの連携を密に図る中で、ブロックの課題を焦点化させることにより、めざす子ども像や学力観について理解を深め、学力向上に向けた教育活動の充実を進めた。

令和4年度の小中一貫教育の到達目標

学校が変わり、地域が変わり、そして、子どもたちが光り輝く小中一貫教育

本市の教育の柱である小中一貫教育の推進のため、安全対策を講じた上で、ラーニングコーディネーターを中核に据え、児童生徒の発達段階に応じた系統的・継続的な学習指導や生徒指導を行うことにより、学力の充実・向上を図るとともに豊かな人間性や社会性をはぐくみ、「将来の夢を持ち、自己実現に向けた努力ができる子ども」を育成する。

(1) 系統的・継続的な学習指導・生徒指導の充実

(ア) 9年間を見通した子どもの学びのつながり

中学校ブロックの児童生徒の学力定着・向上に資するため、また、就学前から義務教育の先の進路保障まで見通した小中一貫教育の実践のため、ラーニングコーディネーターを有効に機能させて、各ブロックの課題を焦点化して取組を立案し、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた系統的・継続的な学習指導を推進する。

(イ) 子ども理解・生徒指導の連続性

生徒指導においては、各中学校ブロックにおける組織体制を活かし、教育相談体制を強化させる等、多角的な視点での児童生徒理解や情報共有を進め、地域や関係機関と連携した組織的かつ連続性のある指導を進める。これまで行ってきた小中一貫教育に係るアンケート結果では、小中一貫の取組によって、小学6年生の中学校入学に対する不安は解消されることが分かっている。今年度は更に、児童生徒の不安解消に向け、その要因が解明できるよう項目を見直したアンケートを実施する。

(2) 中学校ブロックにおける特色ある教育活動の展開

「ジョイントプラン」に基づき、特色ある教育活動の推進を引き続き展開する。

「いしずえ学習」を推進し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るとともに、家庭教育とも関連づけながら、学習習慣の定着、学習意欲の向上を図る。

「宇治学」については、「ふるさと宇治」をテーマに副読本を活用し、ブロック学校間の関連性や系統性を持って、各校の校風や伝統を継承しながら、地域の特色を活かした、児童生徒が探究的な学習を進められるよう展開する。

小小、小中学校間での交流や授業、行事など合同の取組は、児童生徒の人間関係を豊かにするものであるため、コロナ禍にあっても工夫して実施していく。

(3) 家庭や地域との連携・協働

家庭においても、児童生徒が主体的に学習に取り組める環境の構築に向けて、学校と家庭が連携・協力し、生涯にわたって自ら学び続ける学習習慣の定着を図る。

家庭・学校・地域との連携・協働を深め、児童生徒の教育に携わることができる地域教育ネットワークの構築を進める。また、地域とのつながりを大切に、家庭・学校・地域が協働で取り組み、子ども達に豊かな環境での学びの場を提供し、自尊感情や自己有用感を高める。

これらの様々な実践を、小中一貫教育の取組として「見える取組」となるよう広報誌の発出や学校ホームページ、また、各種団体が発行する機関誌等も活用し、適時性のある積極的な情報発信となるよう工夫する。

(4) 中学校ブロックの推進体制と取組の充実・改善

ブロック校長会の方針の下に、ラーニングコーディネーターを要として、義務教育9年間の教育目標や課題を明確にした「ジョイントプラン」を策定し、教職員の協働による教育活動を展開する小中一貫教育を一層推進する。

とりわけ、学力の定着と充実・向上を柱とした小中一貫教育の推進・充実に向けた取組の改善を図り、各課題解決に向けて具体的な実践・研修に取り組む。

今年度の宇治市小中一貫教育アンケート 実施概要

1 目的

小中一貫教育をはじめとした本市学校教育の推進及び今後の教育施策の参考に資するため、学校教育に関する児童生徒、保護者の意識や意向、学校の状況などについて把握するとともに、調査の結果をもとに改善に向けた積極的な取組を進める。

2 対象

- (1) 宇治市立全小学校 第6学年の各学年1クラスの児童と保護者
ただし、宇治小学校では、第6学年の全クラスの児童と保護者
- (2) 宇治市立全中学校 第1学年の各学年1クラスの生徒と保護者
ただし、黄檗中学校では、第1学年の全クラスの児童と保護者
- (3) 宇治市立全小・中学校（小学校22校、中学校10校）

3 実施時期

令和4年度 2学期末もしくは3学期初め
※中学校については、2学期末テスト終了後に実施

4 設問項目

- (1) 「小中一貫教育への意識」について〔3項目〕（保護者、学校）
- (2) 「中学校での学習や生活についての不安・悩み」について〔8項目〕（児童生徒）
- (3) 「小中一貫教育のねらい・取組」について〔6項目〕（保護者、学校）

効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン

宇治市教育委員会・宇治市校長会

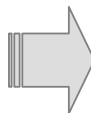
- ◇ 本市では、学力の充実・向上を重点課題に位置付け、小中一貫教育を基盤に、児童生徒の学力の充実・向上に向けた様々な施策を推進している。
- ◇ 各学校においても、教育委員会の方針に基づき、学力の充実・向上を中核においた学校経営を進めている。
- ◇ しかしながら、全国学力・学習状況調査（以下、「全国学調」と略記）等から推測される本市児童生徒の学力状況は、徐々に改善の兆しは見られるものの、総じて見ると市民や保護者の期待に添える水準に達していないのが実状である。
- ◇ このような実状に鑑み、本市の学校教育に責務を有する教育委員会と、各学校の経営責任者である全ての校長で組織される校長会とが協働して、学力の充実・向上に向けた新たな取組を進める。
- ◇ 取組の推進に当たっては、①教育委員会の施策や各学校の実践を振り返る中で取組目標の焦点化を図ること②焦点化した目標に向けた取組が、学力課題の多寡に関わらず、全ての小・中学校において進められること③各学校の取組を、教育委員会が組織を挙げて全面的に支援していくことが肝要であるとする。
- ◇ この取組は、方針や目標レベルに留まることなく、各教室における日々の教育活動の中で具現化されることが「鍵」となる。
- ◇ 本市の実態に基づき、長年に亘る教育実践を基盤として、施策対効果を意識した『効果のある宇治市方式の取組を進めるアクションプラン』を策定し、本市の次代を担う児童生徒の生涯にわたる学習の基盤となる学力の充実・向上を図っていく。

（「令和元年度効果のある宇治市方式を進めるアクションプラン」抜粋）

- ◇ 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、従来の計画から目標を変更し、対策を講じた上で学習の保障に徹することとし、学力についての取組を行ってきた。また、「目標設定シート」を一部変更して活用し、各校の取組を展開することとした。
- ◇ 令和3年度、国においては「学校における生活様式」が通知され「令和の日本型教育（答申）」を受け、今後、教育ICT化を含む「一人一人の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学び」の方向性が示された。
- ◇ 令和4年度のアクションプランによる取組推進については、「全国学調」の「国語」における①学力の状況（正答数分布に基づき算出される学力未定着層の割合を全国との状況と比較）②質問紙調査の状況（国語における基礎学力の充実に直結する質問項目に対する回答状況を全国状況と比較）を評価指標として、①については令和4年度調査結果では、「対象とする層の割合を全国水準と同レベルにする」また、②については「回答状況が全国水準と同レベルになる」こと、令和5年度調査結果では、①②共に全国水準を上回ることを宇治市全体の目標として、各校・市教委の取組を進めていくこととしている。（ファースト・ステージ+Ex.S（令和元～4年度）に説明あり）今年度目標達成のためには、「全国学調」の結果を受け、具体的な取組を実践することが重要となる。
- ◇ 教育委員会と校長会とで構成する「学力向上対策連絡協議会」では、目標設定シートの改良点と令和4年度の計画を以下（裏面）のように作成した。

新たな学力対策のポイント

- ① 取組目標の焦点化
- ② 全ての学校における取組
- ③ オール市教委としての支援

各教室における
日々の教育実践

※ アクションプランは、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルで進行管理していく。
年度内取組等についても、PDCAサイクルを適切に活用し、適宜改善を図ることが学校における取組のポイントとなる。

子どもと子ども、子どもと教職員、教職員と教職員、地域と学校をつなぎ、
学びと育ちの絆が深まる宇治市の小中一貫教育

つながりとふれ合いの中で愛情や信頼を感じ、
たくましく、仲間と高め合う宇治市の子ども

小中一貫教育がスタートして10年、宇治市の教育において、子どもの「学び」や「育ち」に効果のあるものとして様々な取り組みが実践されてきた。さらに、「第2次宇治市教育振興基本計画」で示された「教育ビジョン」の実現に向け、これまで構築してきた「学び」と「育ち」の「縦の接続」を高めるとともに、地域との連携・協働による「横の連携」を強め、さらなる充実を図っていく。

当初「中1ギャップ」「学力の充実・向上」の課題解決のために、幅広く取り組んできたものが、より良いものへと改善され、さらに、各中学校ブロックの子ども、教職員、保護者、地域の実態に応じて精選され、特色ある取り組みとなっている。

また、小中一貫教育の体制が構築され、ラーニングコーディネーターを中核に、小中の教職員が連携・協働し、児童生徒の発達段階に応じた学習指導や生徒指導が行われる中、校種を超えた共通理解が図られ、中学校ブロックの全ての教職員で子どもを育む環境が整ってきている。今後は、地域とともに子どもの育ちと学びが深められるよう推進していく。

1

9年間を見通した子どもの育ちと学びのつながり

- ◆子どもにとって、より良い育ちの場をつくる
- ◆より良い学びとなるよう、子ども自身に見通しをもたせた教育活動を行う

中学校ブロックの児童生徒の学力充実・向上に資するため、また、就学前から義務教育の先の進路保障までを見通した小中一貫教育の実践のため、校種や学年の課題に個別に対応しつつ、ラーニングコーディネーターを有効に機能させて、各ブロックの児童生徒の実態に応じた授業研究を行い、より良い学びの場をどのようにするかといった視点で課題解決に向けた取り組みを立案し、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた系統的な学習指導を進める。

また、小中連携の取り組みの中で、小学生が中学生の姿を見ることは、あこがれとともに将来の自分の姿のイメージを持ち、目標として前向きな気持ちで学校生活に向かうことにつながるものであるため、中学校ブロックで共有された児童生徒、地域の特色を生かし、小小、小中学校間での交流や授業、行事など合同の取り組みを考え、コロナ禍にあっても対面とオンラインのハイブリット方式で工夫して実施していく。

- 各中学校ブロックのテーマに添った「合同の授業研究」
- 小学校で同じ学びをして中学校入学を迎えられるよう、「小小連携」による「宇治学」等の授業内容の共有
- 小学6年生の「中学校の学習・生活体験」により、入学時の不安を軽減させる
- 各学年の「学習の手引き」等でスタートを整える
- 「小中、小小の合同の取り組み」で児童生徒の交流を図る

2

連続性のある子ども理解と生徒指導

- ◆児童生徒を小中の教職員が相互に理解し、共通の姿勢で指導する
- ◆切れ目のない支援で子どもの育ちを支える

各中学校ブロックにおける理解や支援に関わる部会の情報共有を日常的に行い、小中の接続を強化し、さらに地域や関係機関と連携し、多角的な視点での児童生徒理解を進め、切れ目のない連続性のある支援・指導を進める。

これまで行ってきた小中一貫教育に係るアンケート結果では、小中一貫の取り組みによって、小学6年生の中学校入学に対する不安が軽減されることが分かっている。今年度は更に、児童生徒の不安解消に向けた要因を解明し、解消に向けた積極的な取り組みが進められるよう項目を見直したアンケートを実施する。

- 「合同研修」等によるブロックの特色や課題の共有
- 「アンケート」による児童生徒の実態把握
- 「研究部」等による支援のあり方の検討

3

指導や支援に磨きがかかる教職員の連携と協働

- ◆組織的に取り組む
- ◆ブロックの教職員の実践力を向上させる

ブロック校長会の方針の下、ラーニングコーディネーターを要として、義務教育9年間の教育目標や課題を明確にした「ジョイントプラン」を策定し、教職員の協働による教育活動を展開する小中一貫教育を一層進める。

とりわけ、学力の定着と充実・向上を柱とした小中一貫教育の推進に向け、各課題解決に向けて具体的な研究・研修に取り組むとともに、教職員が相互の授業を参観することで、子どもたちがどのような学びや学び方をしているかを知り、9年間の学びを見通した授業を行う。

- 「小中合同研究」、「授業参観（研究授業）」による指導力の向上
- 「ジョイントプラン」を策定し、計画的に「研究部会」での研究と共有
- 「連携授業」や「宇治スタンダード」による9年間の学びを見通した授業実践
- 各ブロックでの「ブロック校長会」、「推進会議」、「コーディネーター会議」と、市全体の「ラーニングコーディネーター会議」の開催

4

家庭・学校・地域でつくる育ちの輪

- ◆地域、保護者とともに子どもの育ちを支える
- ◆地域が核となり、小中学校、児童生徒をつなぐ

家庭においても、児童生徒が主体的に学習に取り組める環境の構築に向けて、学校と家庭が連携・協力し、生涯にわたって自ら学び続ける学習習慣の定着を図る。

地域とのつながりを大切に、家庭・学校・地域が協働で取り組み、子ども達に豊かな環境での学びの場を提供し、自尊感情や自己有用感を高める。

これらの様々な実践を、小中一貫教育の取り組みとして「見える取り組み」となるよう広報誌の発出や学校ホームページに加え、各種団体が発行する機関誌等も活用し、適時性のある積極的な情報発信となるよう工夫する。また、地域、保護者からの意見や考え等も大切にし、積極的に情報収集を行い、双方向型の取り組みを進める。

- 地域学校協働活動等で、「地域と協働の行事、取り組み」を実施する
- 学校運営協議会等で「地域とともに考える教育活動」を推進する
- 「小中一貫だより」の発行や掲示、また、「各種団体が発行する機関誌」等を活用し、広報活動を行う
- 「ホームページ」の活用による、適時性のある情報発信と「保護者アンケート」等による情報収集
- 「地域懇談会」等の実施により、ブロックの保護者、地域のつながりをつくる

令和4年度宇治市小中一貫教育推進協議会の活動について（案）

1 協議会の活動について

小中一貫教育に関する取組全般の進行管理を行い、取組内容の点検確認とともに改善点について意見の交換等を行う。

2 今年度の活動計画について

(1) 年2回の協議会開催

交流・協議による進行管理

第1回協議会 7月11日（月）

第2回協議会 2月～3月開催予定〔年度末進行管理〕

※ 本協議会は必要に応じて会長が招集する。（本協議会設置要項第6条）

(2) 中学校ブロックの特色ある取組の視察

学校現場の取組視察による進行管理

中学校ブロックの取組を視察し、その後現地にて交流・協議を行う。

令和3年度に引き続き、主に「地域とのつながり」をテーマにした取組を視察する。

※上記テーマに沿った取組を抽出し（別紙）、委員が選択し参加する。

（開催は2学期の予定）

(3) プロジェクトチームの設置

必要事項の調査・研究

協議会の場でさらに深く調査、研究等を必要とする事項が生じた場合は、プロジェクトチームを設置する。

令和4年度 宇治市小中一貫教育推進協議会学校視察予定一覧(案)

No	視察ブロック【視察校】	内容	地域の参加	日 時(予定)		予定視察委員 (事務局)
1	【東宇治中学校ブロック】 茶づな	★ブロックの取組 東宇治中ブロック小中一貫教育夏季合同研修会 ・中学校ブロックの取組について ・講師を招いての講演とワークショップ予定 ※茶づなで開催	有 ・ 無	8月24日	9:00～12:00	
2	【南宇治中学校ブロック】 西大久保小学校	★ブロックの取組 平盛小の教員が西大久保小学校の児童に帰国児童理解学習を行う。【小小連携】 南宇治中学校、中国文化拳術部生徒が児童への演武指導を行う。	有 ・ 無 未定	9月13日(火)	午前:理解学習 11:35～12:20 午後:演武指導 13:40～14:25	
3	【西小倉中学校ブロック】 西小倉小学校	文化芸術による子供育成推進事業 宇治学3年生でのお茶の学習の一環で、地域のNPOの方を講師に招き、お茶についての劇づくりを行う。	有 ・ 無 アートNPO こみねっと	9月8日(木)	10:45～12:20	
4	【北宇治中学校ブロック】 小倉小学校	文化芸術による子供育成推進事業 宇治学3年生でのお茶の学習の一環で、地域のNPOの方を講師に招き、お茶についての劇づくりを行う。	有 ・ 無 アートNPO こみねっと	11月29日(火) 12月6日(火) 12月15日(木)	未定 調整中	
5	【木幡中学校ブロック】 木幡小学校 対応可能か調整中	★ブロック小小連携の取組 「三校交流」(木幡小・笠取小・笠取第二小) 笠取小・笠取第二小の児童が、木幡小の学級に入り、一緒に学習する。 ※1学期は、御蔵山小・笠取小・笠取第二小で実施	有 ・ 無 未定	11月16日(水)	8:30～15:00 午前中に視察予定	対応可能か 調整中

※1 予定視察委員は、後日ご連絡いたします。ご希望に偏りがある場合はご相談させていただきます。

※2 日時の詳細確認中については、学校より連絡が入り次第、個別委員様にお伝えします。

※3 取組内容に変更があります。ご了承ください。